○農林水産省告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道歌志内市字西山四三の一・四四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び歌志内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道檜山郡江差町字砂川四八の三・九一・九二・九三の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五一、九四の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び江差町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道雨竜郡幌加内町字下幌加内四三一九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び幌加内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道厚岸郡浜中町湯沸四三八地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町油木字川奥一六〇の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町本地字大崩甲二二〇三の二、二二一九、二二三二、二二三三、甲二二三三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大崩甲二二〇三の二・二二一九・二二二一・二二三二・甲二二三三の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県庄原市高野町下湯川字貝谷五七一、五七三、六〇五、六〇六、字竜ノ駒六一七、字栗ノ木田五六二、五六三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字加計字猿彦六の一、六の五、六の九、六の一〇、六の一二、七の一から七の三まで、八の一、八の二、九の一から九の三まで、一〇の一、一〇の二、一一、一二の一、一三の一、一四の一、一五、一六の一、一六の二、一七、一八の一、一八の六、二一の二、字高城二二の一、二三、二六の一、二六の二、二七の四、二七の七、二九、三一の一、三三の一、三五の一、四〇、四四から四六まで、四七の一、四七の二、四八の一から四八の三まで、四九の一、五〇、五一の一から五一の三まで、五二の一、五七、六〇、六一、六三の一、六四の一、六四の二、六五、六七、六八、七二の一、八二の一、八二の二、八六の一、八七の一、九一の一、九二の一、九三、字辻ノ河原二四八の一